

お知らせ

第十二回特別弔慰金

●支給対象者

4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給となります。戦没者等の死亡当時のご遺族で

- ① 4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者等の子
- ③ 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- ④ 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
- ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●支給内容

額面 27 万 5,000 円、5 年償還の記名国債

●請求期限

10 年 3 月 31 日まで

※請求期間が過ぎると第十二回特別弔慰金を受けられなくなりますので、請求漏れのないようご注意ください。

問保健福祉部 社会福祉課

☎81-2273、各行政局市民係

果樹の栽培を支援

販売を目的に果樹を新規導入および規模拡大する農家の方に、導入に関わる補助金を交付します。

●対象経費

苗木購入費、支柱・棚設置費、肥料購入費等

●対象面積

おおむね1品目当たり10a以上（ブルーベリーは5a以上、ハウス栽培は2a以上の作付）

●補助率

1/2 以内（上限額あり）

問産業部 農林課

☎81-2511

園芸作物の自動かん水装置導入を支援

園芸作物（トマト、ピーマン、ナス等）の品質向上と収量安定のため、自動かん水装置を導入する農家の方へ、福島さくら農業協同組合を通して購入金額の約3割を支援しています。他の営農団体で購入を予定している場合は、個別に相談をお受けします。※導入者が市税を正しく納めている等の諸条件があります。

問産業部 農林課

☎81-2511



5月の稼働日 エゴマ搾油北部作業所

稼働日…25 日（日）

●受付 午前 8 時 30 分～ 11 時 30 分

●場所 北部作業所(船引町新館)

●問い合わせ 産業部 農林課 ☎81-2511

※業務効率化に伴い、6 月から事前予約制となります。

果樹講習会

リンゴ、モモ、ブドウなどの果樹栽培を行っている方、これから始めたい方向けに現地での実演を交えた講習会を開催しています。

問産業部 農林課

☎81-2511

市産材活用促進事業補助金

市産材を利用して市内に木造建築物を新築および増改築する建築主に対して、補助金を交付します。

●受付期間

4月1日（火）から随時受け付けています。定数になり次第、締め切ります。

●交付要件

- ①市産材を利用していること。（市内の森林で生産され、かつ市内で製材、加工された木材）
- ②市内に居住することを目的に市内の建築業者により施工される木造建築物（新築および増改築）であること。
- ③工事に係る請負金額が100万円以上であること。
- ④市産材を1㎡以上使用していること。
- ⑤7年度内(3月末まで)に完成し実績報告書を提出できること。

●補助額および棟数

木材使用材積 1㎡当たり 5 万円（上限 50 万円）

●申請方法

申請に必要な書類は市ホームページに掲載しています。

問産業部 農林課

☎81-2511



サツマイモ作付を支援

販売を目的にさつまいもの作付を行う農家の方に作付面積に応じた補助金を交付します。

●補助率

初年度＝10万円／10 a

2 年目＝8 万円／10 a

3 年目＝6 万円／10 a

●補助要件

販売を目的としていること、1 a 以上の作付を行うこと、1 a あたり 2 0 0 本以上の植え付けをすること、補助利用年度以降 3 年生産すること、市税を正しく納めていること

●申請期限 6 月 30 日（月）

問産業部 農林課

☎81-2511



葉たばこ用環境負荷低減マルチの支援

葉たばこ生産作業の軽減化と環境に優しい生産体制を構築するため、環境負荷低減マルチを購入する農家の方へ、南東北たばこ耕作組合を通して、購入金額の約2割を支援しています。個人で購入を予定している方は、個別に相談をお受けします。※購入者が市税を正しく納めている等の諸条件があります。

問産業部 農林課

☎81-2511

葉たばこ用土壌消毒剤の支援

葉たばこの立枯病など病害の発生を防止し生産の向上を図るため、ほ場の土壌消毒剤を購入する農家の方へ、南東北たばこ耕作組合を通して、購入金額の約2割を支援しています。個人で購入を予定している方は、個別に相談をお受けします。※購入者が市税を正しく納めている等の諸条件があります。

問産業部 農林課

☎81-2511

農地転用許可申請の事務取扱

農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、市は3月に地域計画を策定しました。

策定後は、農地転用許可申請をする前に、申請予定の農用地等を地域計画から除外する必要がある、従前よりも農地転用の手続きに時間を要しますのでご了承ください。一時転用や、地域計画外の農地は、地域計画の変更を経ずに農地転用許可申請が可能です。

問地域計画の変更

農林課 ☎81-2511

問農地転用許可申請

農業委員会事務局 ☎81-1216

たむら地方桜と歴史をめぐるデジタルスタンプラリー



市・三春町・小野町がタッグを組み、初めてのデジタルスタンプラリーを開催しています。田村地方は「桜と歴史」の魅力満載のまち。スポットを回ってクイズに答えながら、田村地方について楽しみながら学びましょう。条件をクリアし応募いただいた方の中から、抽選で50名様に田村地方の特産品をプレゼントします。

●応募期間

9 月 30 日（火）まで

●その他

詳細は、右記 QR コードからご確認ください。

問産業部 観光交流課

☎81-2136



山開き

【移ヶ岳】

●日時 5 月 3 日（土・祝）

午前 8 時 30 分ごろから

狭い岩場の山頂からは、360 度視界を遮るものはなく、阿武隈の主要な山々を見渡す絶景が楽しめます。うつくしま百名山にも選ばれています。当日は先着で記念品を配布する予定です。

問美山出張所

☎82-1515

【片曾根山】

●日時 5 月 18 日（日）

午前 8 時 30 分ごろから

美しい山容から「田村富士」と呼ばれる片曾根山。吾妻連峰や那須連峰が見渡せる眺望は必見です。当日は先着で記念品を配布する予定です。

問船引町観光協会

（レストランドルフィン内）

☎73-8830

【高柴山】

●日時 5 月 25 日（日）

午前 9 時ごろから

約 3 万株のヤマツツジが群生し、例年 5 月中旬には山頂付近を鮮やかに染め上げ、さながら赤のじゅうたんのような風景が広がります。当日は先着で記念品を配布する予定です。

問大越町観光協会（大越行政局内）

☎79-2193

産業部 観光交流課

☎81-2136

【五十人山】

●日時 5 月 25 日（日）

午前 8 時 30 分ごろから

登山道がなだらかで家族連れでも十分楽しめます。県立公園にも指定されており、眺望以外にも群生する多彩な植物をご覧ください。当日は先着で記念品の配布をするほか、山頂でじゃんけん大会を開催します。

問都路町観光協会

（都路行政局内）

☎75-3550